

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

令和六年四月二十五日

広島県監査委員 沖井 純
同 山下 智之
同 奥 兆生
同 三田 利江子

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
見之越 常治	広島市中区八丁堀二番三一号 鴻池ビル九階
石橋 祥英	広島市中区八丁堀二番四号五〇二
椎野 年雅	安芸郡府中町茂陰二丁目五番三四―一〇二号
林 内律之	福山市水呑町三新田一丁目六三番地
吉本 訓枝	福山市木之庄町二丁目一三番一一号

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

令和六年四月十五日から令和七年三月三十一日まで